

# 古今伝受の道統と内容

——松永貞徳の古今伝受——

古今伝受は中世歌学最奥の秘伝として、門弟を選んで継承された。東常縁から伝受した宗祇は、近衛尚通・三条西実隆・肖柏に相伝したが、このうち「門弟随一」として古今伝受を継承したのは三条西実隆であった。実隆は屈指の歌人歌学者であり、古今伝受を受けた後、後奈良天皇・正親町天皇に古今和歌集の講義をしている。実隆が継承した後、古今伝受は歌学界最奥の秘伝となった。一方、三条西家に入ると、古今伝受は三条西家の系図通りに継承された。実隆の子公条は、古今伝受を歌道の秘伝として、連歌師には相伝しなかった。紹巴に連歌を学んだ松永貞徳も、古今伝受の道統を継ぐことはできなかった。しかしながら、実隆の孫実枝から古今伝受を受けた細川幽斎に学ぶことにより、古今伝受において伝えられた秘説を継承することはできた。本稿では貞徳が学んだ古今伝受の内容について検討を加えた。

小 高 道 子

## 一 古今伝受の道統

貞徳が古今伝受の道統を継げなかったことについて、西田正宏氏は、次のように位置づけた<sup>①</sup>。

『古今集』の秘説やその内容に通じていることと、実際に伝受が許されていることとは、実質的な面においては、ほとんど変わりはなく、そこには大きな隔たりがある。貞徳の生きたのは、まさにそのシステムが確立されてゆく時代であった。古今伝受を受けていれば、疑いなく「師」の立場が保証されることになる。しかし、貞徳にはそれがなかった。

幽斎は、古今伝受は与えなかったものの、貞徳の歌道を高く評価し

ていたようである。『戴恩記』には、幽斎の次の言葉を記している。<sup>20</sup>

有時丸が数奇のほどをあはれとやおほしけん。「日本国に歌道はやらば、そこも人にしられん物を」と仰らゝる時、丸が申さく、「丸は此はやらぬを幸と存ず。もしはやらば大名高家の人々われさきにと御意をえらるべし。しからばいつも間にか、わらはごとき者、御前へ出候べき」と申せしかば、此れも尤なりと御かんありき。

そして、正式に古今伝受を相伝することはなかったが、非公式に古今伝受資料が見られる状態にすることがあった。

其時御見せなされし逍遙院殿の古今の真名序、女旨法印の所持なされし三光院殿御本の点より後につけなをさせ給ひし自筆の御点本なれば、借用有度よし有て、後日に丸が御使に成て、孟津抄と其逍遙院御自筆の真字序とをもて参りし。よき幸と存、其次に丸もうつし置奉りき。

幽斎が貞徳と同じく源氏物語を学んだ九条種通が所持している逍遙院（三条西実隆）が付した『古今和歌集』の真名序の点が、幽斎が所持する三光院（三条西実枝）本の点よりも後で付した自筆の点であるという。そのため幽斎が種通からその本を借りることになったが、幽斎は貞徳を、その本を借りる時の使いにしたという。実隆が自筆で点

を付した『古今和歌集』真名序は、正規には古今伝受を受けていない貞徳が見ることさえできない秘伝である。幽斎は、貞徳をいにすることにより、その秘伝書を書写する機会を貞徳に与えた。貞徳が「よき幸と存、其次に丸もうつし置奉りき」というのは、幽斎も予想していたことであろう。こうして貞徳は、正規に道統を継ぐことはできなかったが、秘伝の内容は継承することが出来た。

## 二 よみ方の秘伝

古今伝受において継承されるのは、『古今和歌集』についての秘伝のみならず、和歌を詠むための秘伝であった。『耳底記』にはよみ方の秘伝について次のような記事が見られる。<sup>21</sup>

○慶長三年八月四日

- 一 一作の仕やうを知りてからは、一枚ものをみるがはや役にたつなり。まづ歌をよみ習ふべし。
- 一 歌のよみ方の口伝、すこしのことにもあるなり。ならはいでしらるゝ事も、あはひにあり。ことばあらうずれども、ならはいではなるまい物也。
- 一 歌のよみかたの口伝といふものは、我ようだ歌を人のかうというてきかする時でなければ、げにもと思はれぬものなり。いかさまよみかたの口伝、いうてきかせんといふことはならぬ物也。

○慶長三年八月二十四日

一 百首などをよむに心持あり。三十首ばかりは古事来歴にてよむべし。それよりおほくは無用なり。是に准じて知るべし。十首には三首四首古事なども引き、古歌をも引くべし。我作意にてよむにしくはなきなり。よみかたの口伝也。

一 よみ方の口伝百ばかりあり。書付けてなきぶん際限もなきことなり。我死なばたゆべきなり。

そして幽齋は、貞徳にも、三光院（三条西実枝）のことは引用して、初心の時は、歌書を学ぶよりは、和歌を詠んで、師匠の添削を受けるのが良いと話している。

「歌書の中になにを宗と見侍るべき」と尋ねれば、「いさとよ。和歌をよみ習には歌書はいらぬ事也。又いらぬ事かと思へば、後には一切経も用に立事なり。されども」さしあたりて、初心の時は、たゞ歌を明暮よみて、師匠の指南をうるにしかず」と三光院殿の給し」と仰られき。

三条西実条が難しいことばを問うたのに対して幽齋は「あの手間にて、歌を御見せなされよかし。かよの難義はみな物之本にてしらる、物也。御心だて不器用なり」と「いたううめき給へり」という。和歌を学ぶには、まず自ら詠んだ和歌を師匠に添削してもらい、その後、歌書を学ぶことが重要だと幽齋は考えていたのであろう。そして、

身近で学んでいる貞徳に対しては、折に触れてこうした学び方の指導をするとともに、木下長嘯子が歌会に出した和歌について述べるなどして、和歌を詠むための故実を伝えていた。貞徳は、こうした歌学の重要性を知って、師伝について次のように述べている。

師伝なき人の歌書よむをきけば、清濁をも弁ず、句切をも知ず、仮名字をいたはると云事をも嫌はず、つむる所をもつめず、はぬる所をもはねず。口中の大事をしらざれば、開合をも知らず。かたはらいたき事也。

### 三 伝えられなかった秘伝

それでは幽齋は、古今伝受を許さない貞徳に、古今伝受継承者と同じ内容の秘説を伝えたのであろうか。『貞徳翁記』には、『古今和歌集』54の「石ばしる滝なくもがな桜花手折りてもこむ見ぬ人のため」の解釈について、貞徳が幽齋に尋ねた記事がある。<sup>4</sup>貞徳が「滝の景気手折れぬ程に、見ぬ人のためいか」と尋ねたのに対し幽齋は「それもよき説なり。用ゐずにあらざるなり」と返事をしている。この「滝の景色手折れぬほどに」すなわち、滝の景色を折添えることができないので、滝を背景にした桜の美しさを見ていない人に伝えることができないう、という解釈は、『二度聞書』以来継承された、古今伝受における解釈であった。貞徳が幽齋に尋ねたということは、貞徳は、幽齋から正式にはこの解釈を聴いていないことになる。しかしながらこの解釈を

知って、幽斎に尋ねたところ、幽斎はその解釈が正しいことを認めたのである。

この滝の景気を折添えることができない、というこの解釈は、『両度聞書』『伝心抄』にも見られる古今伝受の講釈において継承された解釈であった。貞徳がその解釈に気付いて聞いたことにより「用ゐるにあらざるなり」と答えているが、貞徳が聞かなければ、貞徳に伝えることはなかったであろう。このように、貞徳が古今伝受を受けなかったことにより、幽斎から受け継げなかった解釈は他にもあると推定できる。貞徳が継承した秘説と、継承できなかった秘説については稿を改めて検討したい。

注

- (1) 「近世歌学書の中の「古今伝受」」(『歌神と古今伝受』平30 和泉書院)
- (2) 引用は日本古典文学大系による。
- (3) 引用は歌学大系による。
- (4) 引用は『近世随想集』による。